次世代法・女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

＜一般事業主行動計画の公表について＞

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境を作ることによって、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次の「一般事業主行動計画」を公表します。

1．計画期間　令和８年２月１日～令和 10 年１月 31 日まで

2．次世代法・女性活躍推進法一体型

目標：職員の有給休暇取得促進を図り家庭生活を充実させるために、年次有給休暇が10日以上与えられた職員に対しては、年間の取得目標を７日とする。

＜対　　策＞

・年次有給休暇が 10 日以上与えられた職員に対しては、付与日から１年以内に当該職員の有する年次有給休暇日数のうち５日以内の日数について、使用者が職員の希望を徴収し、その希望を尊重した上で取得を促す事とする。

＜実施時期＞

・令和８年２月１日～令和 10 年１月 31 日まで